

認 定 書

国住指第 1019 号
令和元年 8 月 20 日

株式会社 LIXIL
取締役社長 大坪 一彦 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

EB-2529-1

2. 認定をした構造方法等の名称

複層ガラス入アルミニウム合金製引違い窓（二枚引違い、引違い窓付）

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。